

観光庁令和7年度補正予算
観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業交付規程

令和8年2月27日
観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業事務局

(通則)

第1条 観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日観観振第26号。以下「要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、本規程の定めによるところによる。

2 本規程は、要綱第139条の規定に基づき、株式会社JTBが、観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業事務局（以下「事務局」という。）を設置して行う本補助金の交付手続等を定め、その業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(目的)

第2条 この補助金は、地方公共団体、DMO、民間事業者等による、多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援するとともに、品質を高めたインバウンド向けの高単価な観光コンテンツや、地域産業への波及効果が期待できるガストロノミー分野の観光コンテンツ造成等を重点的に支援することで、観光による経済効果を全国津々浦々に波及させ、観光消費を効果的に拡大させるとともに、持続的な地方誘客により観光需要の平準化につながるよう、インバウンドの需要分散に資する観光コンテンツ供給を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業補助金」とは、前条の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てるため、この規程に定めるところに従い事務局が補助する補助金をいう。

二 「補助対象事業」とはインバウンドの需要分散に資する観光コンテンツ供給の促進に資する事業をいう。

三 「補助対象事業者」とは、本補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。

(交付の対象及び補助率)

第4条 事務局は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が行う事業については、本補助金の交付対象としない。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助対象事業の種類、補助率及び補助対象事業費の下限は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする民間事業者等（以下「交付申請者」）は、事務局が別に定める申請を行わなければならない。詳細については別途定める。

2 交付申請者は、前項の補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第6条 事務局は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付申請者に交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第7条 事務局は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、事務局が別に定める様式による補助金交付決定通知書により交付申請者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の補助金交付決定通知を受領した補助対象事業者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服のあるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、事務局が別に定める様式による申請取下書を提出するものとする。

2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付決定の変更等の申請)

第9条 補助対象事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、事務局が別に定める様式をあらかじめ事務局に提出するものとする。ただし、補助対象事業の目的等に関係がない細部の変更であると認める場合を除く。

(交付の変更決定)

第10条 事務局は、前条の規定により申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めるときは、補助対象事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第11条 事務局は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、事務局が別に定める様式による変更交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第12条 第8条に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助対象事業者は、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、事務局が別に定める様式による変更申請取下書を提出するものとする。

(遂行状況報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、事務局から要求があった場合は、速やかに事務局が別に定める様式による遂行状況報告書等を提出するものとする。

(補助対象事業の遂行等の命令)

第14条 事務局は、補助対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象事業者にその遂行等を命ずることができる。

2 事務局は、補助対象事業者が前項の命令に違反したときは、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 補助対象事業者は、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の2月26日のいずれか早い期日までに、事務局が別に定める様式による実績報告書等を事務局に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する年度の2月26日までに年度終了の実績報告として事務局が別に定める様式による実績報告書等を事務局に提出しなければならない。

3 第5条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書等を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

4 第5条第2項ただし書に該当する補助対象事業者は、第1項の実績報告書等を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額に補助率を乗じて得た金額（前項の規定により減額した補助対象事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を事務局が別に定める様式の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに事務局に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 事務局は、前条の報告を受けた場合には、補助対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を

確定し、補助対象事業者に事務局が別に定める様式による交付額確定通知書を通知するものとする。

(補助金の支払)

第17条 事務局は、前条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。

2 補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、事務局が別に定める様式による補助金支払請求書を事務局に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第18条 事務局は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第19条 事務局は、次に掲げる場合には、第9条第1項の補助対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象事業者が、適正化法、適正化法施行令又は本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合

三 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

五 補助対象事業者が、第4条第1項に違反した場合

2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号の場合を除き、その命令に係る補助金を補助対象事業者が受領した日から納付の日までの期間に応じて年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 事務局は、補助金の返還を命じ、これを補助対象事業者が納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

5 事務局は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還命令)

第20条 事務局は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助対象事業者にその額の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還の期限)

第21条 第19条2項及び第20条の規定による補助金の返還の期限については、第19条第2項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から20日以内とし、第20条の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

(補助金の経理)

第22条 補助対象事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助対象事業の検査等)

第23条 事務局は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象事業者に対して報告を求めることができる。また、その事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、補助対象事業者は協力するものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第24条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業の一部を第三者（以下この編において「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助対象事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第25条 補助対象事業者は、第4条第1項の第1号から第4号に掲げる事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（収益納付）

第26条 適正化法第7条第2号の規定により、事務局は、補助対象事業者が行う事業実施期間内に、補助対象事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助対象事業の実施により収益あるいはいかなかの理由で雑収入等が生じたと認めるときは、補助対象事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。詳細については別に定める。

（事故の報告）

第27条 補助対象事業者は、補助対象事業が事業完了期限内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事務局まで報告し、その指示を受けなければならない。

（財産の帰属等）

第28条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

（財産の管理等）

第29条 補助対象事業者は、補助対象経費（補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価10万円（税抜き）以上のものについて、取得財産等管理台帳を備えるものとし、次条で処分を承認された財産を除き、次条第2項に定める期間が終了するまで管理しなければならない。

3 補助対象事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める事業完了実績報告書に取得財産等管理台帳を添付の上、提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第30条 補助対象事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ事務局の承認を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、国土交通大臣が別に定める期間とする。

3 補助対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事務局が別に認める場合は、この限りでない。

4 事務局は、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を事務局に納付させることがある。

（その他必要な事項）

第31条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

1 この交付規程は、令和8年2月27日以降から適用する。

別表 1

類型	補助率・補助対象経費の下限
新創出型	<ul style="list-style-type: none">補助対象経費 400 万円まで定額補助、400 万円を超える部分は 2,100 万円まで補助率 1/2補助対象経費の下限は 600 万円
分野特化型（ガストロノミー）	<ul style="list-style-type: none">補助対象経費 400 万円まで定額補助、400 万円を超える部分は 2,500 万円まで補助率 1/2補助対象経費の下限は 600 万円
品質向上型	<ul style="list-style-type: none">補助対象経費 800 万円まで定額補助、800 万円を超える部分は 4,200 万円まで補助率 1/2補助対象経費の下限は 1,200 万円